

# 医療機関受診だけなら マイナンバーカードは不要です！

よしだ内科クリニック  
吉田 章

## マイナンバーカードと保険証

2021年3月からマイナンバーカードの保険証利用が始まろうとしています。これに合わせてマイナンバーカードの取得を勧める動きが強まっています。政府は年末までに未取得の全国民にマイナンバーカードの申請書を送付する予定です。

皆さんのところには、取得勧奨通知はまだ届いていないでしょうか。しかし、慌てないで結構です。マイナンバーカードを取得しなければ医療機関を受診できなくなるわけではありません。マイナンバーカードを保険証としても使えるようにしようというだけで、これまでのように保険証が発行されることには変わりなく、従来どおり保険証で医療機関を受診できるのです。

このためだけにマイナンバーカードを取得する必要はないのでご安心ください。マイナンバーカードが保険証として使える医療機関も、来年3月からすぐには増えないと考えられます。マイナンバーカードをお持ちの方も従来通り、保険証を持って医療

機関を受診していただきたいと思います。

## マイナンバーカードでの受診の実際

マイナンバーカードで受診する場合は従来の保険証とは手続きが異なり、煩雑になります。これまでは保険証を窓口に出せばそれで済みました。しかし、マイナンバーカードの場合は、窓口に備えられたカメラ付きのカードリーダーにカードをかざし、その後カメラの前に立ち、顔写真を撮影されます。医療機関側では、カード内蔵の顔写真データ（カード作成時に組み込まれている）と受診時に撮影した顔写真のデータを比較分析し、本人確認、いわゆる顔認証を行うことになります。

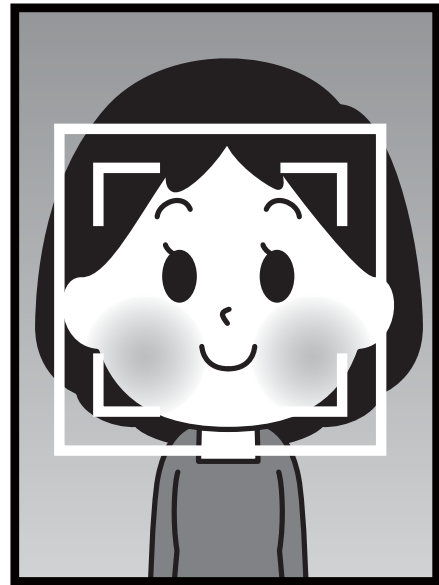
皆さんはこれまで、顔で本人確認をされたことがあるでしょうか。おそらく本人確認として運転免許証などの身分証明書を出すときぐらいでしょう。これらの場合でも、券面の写真と顔を見比べられるだけ

で、その都度に顔を撮影される必要はありません。見知らぬ人に顔写真を撮影されることは気持ちの良いことではありません。マイナンバーカードを保険証として利用すると、医療機関を受診するたびに、顔写真を撮影されることになり、心理的苦痛を感じる方も多く出てくるのではないのでしょうか。少なくとも私は避けたいと思います。

顔認証ではなく、暗証番号で確認できる方法もありますが、現在政府は顔認証を強力に推進しています。そのため、マイナンバーカードでの確認システムを導入する医療機関の多くは顔認証システムを導入する可能性が大きいと考えられます。このシステムのメリットとしては、患者さんは、特定健診情報や薬剤情報の記録を持参しなくても、医療機関がこのシステムを通じて保存されたデータを閲覧できることや、高額療養費の限度額認定証を申請しなくても良いことなどがあげられています。しかし、どれだけの人がこれを顔認証に引き合うだけのメリットと考えるかは疑問です。

現在、健診データや現在服薬中の薬剤情報はたいていの患者さんが持っていますし、高額療養費の限度額認定証も入院時などに療養費が高額になる場合に必要になるだけだからです。また、このシステムは顔認証の実験台としての側面も持っており、顔認証による本人確認が医療機関で成功すれば、他の社会生活場面での本人確認にも波及することが危惧されます。

一方、医療機関側が、このシステムを導入することによってどんなメリットが得ら



れ、どんなデメリットを受けるのでしょうか。システム導入に際し医療機関は、顔認証つきカードリーダーだけでなく、読み取った情報を処理し、保険証資格が登録されているデータセンターと交信するための端末とインターネット回線などを新たに備える必要があります。

いままでは、患者さんから保険証を預かり、保険情報をカルテに記録すれば済んだのですが、カードリーダーから読み取った情報をデータセンターに送り、保険証資格を返送してもらい、それをカルテに登録することになります。一部作業は自動化できるとしても、従来とは比較にならない複雑な操作が必要になり、事務員の教育または新たな事務員を雇う必要が生じかねません。

また、カードの使用に慣れていないお年寄りなどがカードを機械にかざし、カメラの前に立つ作業をスムーズに行えるかも疑問です。窓口で作業を補助する事務員も必

要になるかもしれません。この計画を聞いたある医院の院長先生は「これが始まったから、今の職員体制ではとてもやっていけないので閉院しなければならないかも」と嘆いていました。

一方、得られるメリットとしては、① 期限切れの保険証の使用が防げる、② 特定健診や薬剤の情報が得られる、③ 災害時に②の情報が得られる、などがあげられています。医療機関によって事情は異なるでしょうが、当院の場合、①は年に数例しかなく、②は多くの患者さんは自分の服薬歴などを持ってきている、③は、災害時にどれだけ有効なのか疑問であることなどを考えると、やはり負担と釣り合うだけのメリットかどうか疑問です。

## 本当の狙い

マイナンバーカードでの保険証利用は保険証資格確認のためだけが目的とすると、数千億円にも上る莫大な費用をかけてまで

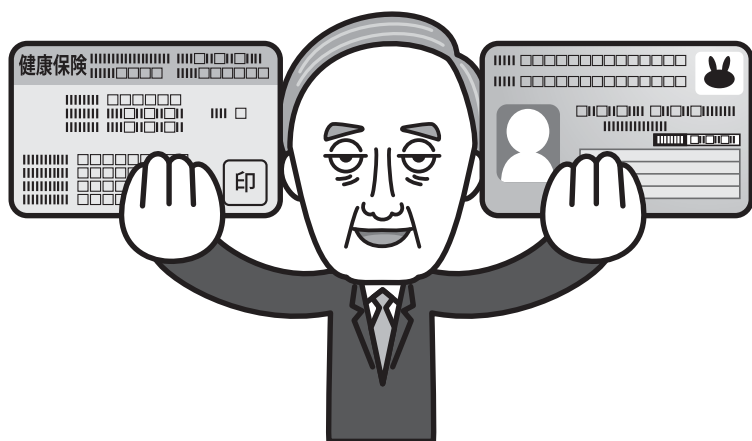
導入するには引き合わない、誰もが思うのではないのでしょうか。

実は政府の思惑は、保険証利用を口実にマイナンバーカードを国民に普及させることです。5年前に始まったマイナンバー制度ですが、交付されたマイナンバーカードは2019年4月時点で1,680万枚(13.2%)と低迷していました。昨年、公務員組合などに保険証利用を理由に強力な勧奨が行われ、また最近のマイナポイントの宣伝もあいまって、交付数は若干増えてはいますが、2020年10月時点で2,610万枚(20.5%)にとどまっています。

一方、現在の保険証発行枚数は約8,700万枚です。保険証利用者全員がマイナンバーカードを取得すれば、一気にカードの普及が進むのです。最近発表されたようにマイナンバーカードに保険証だけでなく、運転免許証ほか数々の機能を持たせる計画ですが、そのためにはまずマイナンバーカードを国民に普及させなければなりません。その踏み台として、保険証が使われようとしているのです。

そもそもマイナンバーは当初、「税」「社会保障」「災害」のみに使うということで発足し、特に「医療」に関しては、プライバシー保護の観点から使わないとされていました。それが事実上、反故にされかけているのです。

さらに、このシステムは医療機関の電子カルテとデータセンターをつなぎ、診療情報を直接吸い上げるこ



とが計画されています。このシステムが普及した先には、皆さんの問診内容や検査結果等の診療情報がデータセンターに流れてしまう危険性が待っているのです。私たちはこのシステムに危惧を覚えざるを得ません。

マイナンバーカードの取得は任意です。持ちたい人は持てばよいし、持ちたくない人は持たなくてもよいはずですが、政府は未取得者に対して交付申請書を送りつけるだけでなく、テレビコマーシャルをはじめ

強く取得を推進しています。

医療機関としては、保険証としてマイナンバーカードを持ってくる患者さんが増えれば、患者さんの対応をするために、設備を備えざるを得ません。皆さまも、意に沿わない場合には、マイナンバーカードを取得する必要はありません。医療機関を受診する際には、今までどおり保険証を持ってきたいただきたいと思います。

(よしだ・あきら＝練馬区)

